山口県告示第三百八十三号

目

二 保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

水源の涵養

2 主伐として伐採をすることができる立木は、

岩国市森林整備計画で定める標準

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。

四、錦町宇佐字浦石大道一八八三

の七、一九三一の八、字田代奥山二〇二七の一、二〇二七の二、字馬糞ケ岳二〇六 七二三の二、一七二三の四、字岳ノ岡一九三一の一、一九三一の九、字岳山一九三 、一五〇九の二、字馬転平一五一〇の一、一五一〇の二、字高後山一七二三の一、 一、一五〇七の二、字馬ノ谷狭一五〇八の一、一五〇八の二、字馬ノ谷陰一五〇九の 毎週火・金曜日発行

10月1日

平成 25 年 (火曜日)

岩国市錦町大野字藤舞八五四の一、八五四の二、錦町広瀬字馬ノ谷日浦一五〇七の

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口県知事

Щ 本

繁太郎

平成二十五年十月一日

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)...... 道路の区域の変更(道路整備課)..... 指定施業要件の変更予定保安林 (岩国市) (森林整備課)...... 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し (長寿社会課)...... 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課).....

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路整備課)..... 種畜証明書の交付 (畜産振興課)....... 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

四 兀 四

Щ

П

下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする

次のとおりとする。

八、三二九〇、字大元二〇二、字大平三二八七、三三〇一、字豆槌三三二九の二、三 の四まで、字竹のうつ二五四九、錦町広瀬字立野一九六、一九七、三二八三、三二八 岩国市錦町府谷字滝宇津一四、一五、一七、字滝のうつ二五二六の一から二五二六

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

Ξ

主伐に係る伐採種は、定めない。

2

主伐として伐採をすることができる立木は、 岩国市森林整備計画で定める標準

路

線

名

下松新南陽線

道路の種類

県道

道路の区域

3

伐期齢以上のものとする

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。 次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国

山口県告示第三百八十四号

路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十五年十月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十五年十月一日

繁太郎

Щ 本

山口県知事

同市西千代田町一六九の二地先までら 周南市西松原三丁目七七の一地先か X 間 旧新別 旧 新 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)敷 地の 幅員 二一 一五 ••• 二二 九三 **:**〇 一、〇七〇・四 一、〇七四・〇 (メートル) 延 長 備 考

Щ

山口県告示第三百八十五号

解除する。 第五十七号)第六条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示 (平成 |十|年山口県告示第三百十五号) により指定された区域についての指定を次のとおり 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

> 道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部 解除に係る区域の範囲 鋳銭司(9) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

解除に係る区域の名称

Ξ

山口県告示第三百八十六号

第五十七号) 第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十五年十月一日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

区域の名称 鋳銭司(9)

区域の範囲

次の図のとおり

Ξ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

山口県告示第三百八十七号

第五十七号) 第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示 を次のとおり解除する。 (平成二十一年山口県告示第三百十六号) により指定された区域の全部についての指定 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

(定期)

解除に係る区域の範囲 鋳銭司一の

解除に係る区域の名称

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 次の図のとおり

急傾斜地の崩壊 省略し、

その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。

次の図」は、

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の取消し

·訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を取り消しました。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、 次のとお

"

"

11

"

問重 介度 護訪

"

11

"

" "

//

有限会社福栄

丁目四番一〇岩国市横山三

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

名 称 お ・ビス事業者 名居宅サー 称が、所で、在地でス事業を行う事業所 取消年月日

目四番一〇号岩国市横山三丁 山ケアサー ビス横 目四番一〇号岩国市横山三丁 平成 九五 \equiv

Щ

有限会社福栄

П

(三三七) 介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の取消し

とおり介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しました。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の九第一項の規定により、 次の

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

の所在地 地 の所名事務所 ビス事業者 介護予防サー 称 所 在 地- ビス事業を行う事業所 取消年月日

名のおります。おおります。

有限会社福栄 目四番一〇号 岩国市横山三丁 山ケアサー ビス横 目四番一〇号岩国市横山三丁 平 成 九五 \equiv

> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 項の規定により、 次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指

(三三八) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づ

平成二十五年十月一日

二十三号)第五十条第一

定を取り消しました。

所の所在地 主たる事務

名でおります。

ビス事業を 所 在

地

山口県知

事

Щ

本

繁太郎

種ビ祉障 類スサ害 の一福

取消年月日

横山 ケアサー ビス 丁目四番一〇岩国市横山三 護居 宅介 平 成 九五 Ξ

(三三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

関市から意見を聴きました。 二十五年四月三十日山口県公告 (一三二) に係る大規模小売店舗について次のとおり下 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、 平成

商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します 当該意見は、平成二十五年十月一日から同年十一月一日までの間、 山口県商工労働部

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 (仮称) 椋野ショッピングセンター

下関市新椋野一丁目一〇一七番

意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

Щ

(三四〇)種畜証明書の交付

号の種畜証明書を交付しました。 次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二

平成二十五年十月一日

繁太郎

山口県知事 Щ 本

七八四三六二	六六九五五五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		番種音証明書
良志福	四四五六六九五五) (全和二〇一二子受卵広黒一百合美津福	1 五四一二四四) 1 五四一二四四) 1 五四一二四四)	名前
和	= //	四二二	
1.		黒毛品	品
種		和 種	種
=\" =\" =\"	七、二三	平五成二四、三	生年月日
山口	広) F	産
県	島県	口県	地
級外	"	<u></u> 級	成検 績査
11 11	11 11	術センター ボーロ県農林総合技 美祢市伊佐町河原	び氏名又は名称

(三四一)電線共同溝を整備すべき道路の指定

規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

道路の種類 道 下松新南陽線 路 線 名 同市西千代田町一六九の二地先まで周南市西松原三丁目七七の一地先から X 間

県

(三四二) 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一 下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十五年十月平成二十五年十月

—— 日日 発印 行刷

発発

行行 人所

山山

県 知県 事庁

平成二十五年十月一日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

都市計画の図書の写しの縦覧場所 都市計画の種類及び名称 下関都市計画下水道下関市公共下水道

山口県土木建築部都市計画課

兀